

令和4年3月18日

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく
命令違反に係る過料決定について**

埼玉県では、緊急事態措置期間（令和3年8月2日～令和3年9月30日）における同法第45条第3項の命令違反について、同法第79条に基づく過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知」をこれまでに発出しています。

このうち、以下について結果が判明しましたので、お知らせします。

なお、緊急事態措置期間中の命令違反に関する過料については、全て決定となりました。

1 裁判所への通知日及び件数

令和3年10月15日（金曜日） 6店舗

2 結果

同法第79条に基づく30万円以下の過料に決定 6店舗

3 その他

店舗名や過料の額など決定の詳細は、法令の規定により非公表としています。

(参考：これまでの過料事件通知)

- ・緊急事態措置期間中（令和3年8月2日～令和3年9月30日）の命令違反
令和3年10月15日通知 6店舗（今回発表）
- ・まん延防止等重点措置期間中（令和3年4月20日～令和3年8月1日）の命令違反
令和3年6月24日通知 3店舗（令和3年10月28日発表）
令和3年8月20日通知 7店舗（令和3年12月17日発表）